

《 令和5年度茨城町就学援助制度のお知らせ 》

令和5年1月13日  
茨城町教育委員会学校教育課

『就学援助制度』とは、経済的な理由により、小・中学校での義務教育を受けさせることが困難な児童生徒の保護者の方に対して、学用品費・学校給食費等の学校費用の一部を援助する制度です。この制度の援助費を受給するにあたっては、申請書に必要な書類を添えて、認定を受ける必要があります。

認定においては、通常、前年（令和5年度の場合、令和4年1月から12月まで）の収入・所得等の合計額が認定基準額内（裏面参照）の世帯を対象としております。なお、年の途中で失業・減収等の理由により、家計が急変した世帯については、令和5年中の収入・所得等の合計見込み額が認定基準額内の世帯も対象としております。認定を希望される方は、通知を確認のうえ、お手続きください。

《就学援助費の対象となる方》

茨城町立小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次のいずれかの事由に該当する世帯の方が対象です。（区域外就学をされている方は、申請方法が異なります）

1. 要保護世帯 生活保護を受けている世帯です。
2. 準要保護世帯 生活保護は受けていないがそれに準じ、世帯の収入・所得等の合計額が認定基準額内であり、教育長が認定する世帯です。

※ここでいう世帯とは、住民票等の分離に関わらず、住居を共にしている方・生計を一にしている方をいいます。

《就学援助費の内容》

就学援助費において、支給する限度額は下記のとおりです。

（単位：円／年）

区 分	対象品目	支給限度額				対 象 児童生徒
		小学校		中学校		
		1学年	2～6学年	1学年	2・3学年	
学用品費	児童の所持に係る物品で、各教科必要とされる学用品費等	11,630	11,630	22,730	22,730	準要保護
通学用品費	児童生徒が通常必要とする通学用品費	—	2,270	—	2,270	準要保護
校外活動費	遠足・見学等の交通費及び見学科	1,600	1,600	2,310	2,310	準要保護
新入学学用品費	新入学児童生徒が通常必要とする学用品費及び通学用品費	54,060	—	60,000	—	準要保護 (小中学1年)
入学準備金	新入学予定の生徒が通常必要とする学用品費及び通学用品費	54,060 (未就学児)	60,000	—	—	準要保護 (小学6年)
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学科 等	—	6,000	—	65,000	要・準要保護
体育実技用品費	柔道(体育の授業に使用するものに限りま す)			7,650	7,650	準要保護
校外活動費(宿泊)	遠足・見学等の交通費及び見学科	—	3,690	8,000	20,000	準要保護
学校給食費	学校給食費	44,000	44,000	47,300	47,300	準要保護
医療費	学校保健安全法で定める疾病の 治療費	要保護 …医療費に要した費用の10割 準要保護 …医療費に要した費用の 3割				

※. 全て、実績があった場合に支給します。

※ 入学準備金と新入学用品費の重複支給はありません。

※ 上記金額は、令和4年度の支給額となりますので、令和5年度の支給額は変更になる場合もあります。

※ 年度途中の申請につきましては、申請月の翌月から月割計算により支給します。

《申請方法》 在学する小学校および中学校を通じて行います。

申請書に必要な事項を記載し、添付書類と合わせて学校長に提出してください。

裏面もご確認ください。

《申請期間》 令和5年2月1日（水）～2月28日（火）

（家計急変により、令和5年中の収入が分かるもの（下記、必要書類③）を提出される場合は4月14日（金）までに提出してください。）

※各学校により提出期限が異なりますのでご注意ください。

※**新入生（小中学校）については、入学後、速やかに必要書類を学校へ提出してください。**

《必要書類》

- ① 茨城町就学援助認定申請書兼世帯票
- ② **世帯（祖父母、父母、収入のある兄弟姉妹）全員の令和4年中の収入が分かるもの**  
例）源泉徴収票・確定申告書（写し）

- ③ **家計が急変した方のみ提出**  
**世帯（祖父母、父母、収入のある兄弟姉妹）全員の令和5年中の収入が分かるもの**  
例）給与明細、会計帳簿（収入・経費の額が明記されたもの）等

※**家計が急変した方のみ提出が必要です。**

※**令和5年1月から提出月までのものが必要です。少なくとも3ヶ月分以上の収入・所得等を確認しますので、3月に申請書等を提出する場合であっても、3月分の書類が揃ってから提出してください。**

- ④ 年金（老齢、遺族、障害）受給者は受給額の分かるもの
- ⑤ 家賃の分かるもの（借家世帯のみ）
- ⑥ 児童扶養手当受給者証（父子・母子家庭等の受給者のみ）
- ⑦ 同意書
- ⑧ その他必要に応じ、求める書類

※③について、農業、個人事業主の方等の必要書類は、事業内容等により異なる場合がありますので、該当する方で申請を希望される方は、学校教育課までご相談ください。

《認定について》

- ・世帯の総収入（給与・農業・商業等）、年金収入、児童手当、養育費、児童扶養手当の合計額が認定基準額内である場合、認定となります。（下記の認定基準額参照）
- ・**申請受付期間までに添付書類が全て提出されない場合は認定が遅れ、支給額が減額となる場合もございますので、必ず学校から提示される期限までに提出するようお願いいたします。**また、年度途中の申請につきましては、申請日の翌月からの支給となります。

《 認定基準額（参考例） 》

世帯人数	家族構成	認定基準額
2人	母（36歳）子（小学生）	約225万
	父（42歳）子（中学生）	約237万
3人	母（39歳）子（中学生）子（小学生）	約322万
	父（37歳）母（35歳）子（小学生）	約261万
4人	父（35歳）母（33歳）子（小学生）子（4歳）	約323万
	母（43歳）子（高校生）子（中学生）子（小学生）	約390万
5人	父（38歳）母（36歳）子（小学生）子（小学生）祖母（63歳）	約393万
	父（40歳）母（38歳）子（中学生）子（中学生）子（小学生）	約438万
6人	母（42歳）子（小学生）子（小学生）子（小学生） 祖父（73歳）祖母（71歳）	約502万

※上記基準額は持家の場合です。賃貸住宅の場合は、年間の家賃の額を加算してください。

※認定基準額は、おおよその**目安**です。世帯構成の人数、年齢によって異なりますので、この目安額を超えていても認定される場合や、目安額以内でも認定されない場合がありますのでご了承ください。

《その他》

- ・認定された場合には、茨城町就学援助事務取扱要綱に基づき、居住地区民生委員宛に認定者名簿を送付します。
- ・新小学1年生で入学準備金を申請された方につきましても、就学援助費の受給を希望される場合には、改めて申請書を提出していただくことになります。通常、入学準備金の申請では、令和3年中の収入が分かる書類を添付していただきましたが、今回の申請では、令和4年中の収入が分かる書類の添付が必要になりますのでご注意ください。収入の判定年度が異なるため、入学準備金と認定結果が異なる場合がございます。